

第9回伊賀市自治基本条例審議会 会議録

開催日時	2023（令和5）年8月24日（木）10:00～12:15
開催場所	伊賀市役所5階 全員協議会室
出席委員	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】靱田自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 - ）
欠席委員	山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会）
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）伊賀市自治基本条例の見直し検討状況について （2）他法令との重複規定について （3）答申において （4）その他
議事概要	<p>1. 開会 （事務局）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第9回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。</p> <p>★会議及び議事録公開の確認</p> <p>本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。</p> <p>また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしく願います。</p> <p>★会議成立の確認</p> <p>次に、会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。</p>

なお、本日は、「山本委員」から欠席のご報告をいただいております。

2. あいさつ

(会長)

皆様おはようございます。本日も蒸し暑くなりそうですので、適宜水分補給などしていただいて、審議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

3. 議事

(会長)

事項書をご覧ください。本日の議題は主に3点です。

「1.伊賀市自治基本条例の見直し検討状況について」

これまでの審議状況についての再確認をさせていただきたいと思います。

「2.他法令との重複規定について」

見直し検討の一つの視点はスリム化ですので、他の法令や条例との重複規定については、何を見直すのかという点を確認していただきたいと思います。

「3.答申におけて」

見直し検討状況を踏まえて、どのような答申にとりまとめていくのかということを中心に議論いただきたい議題ですのでよろしくお願いいたします。

「4.その他」

皆様から議題として取り上げたいことなどについては、この4番で紹介いただければと思います。

では、伊賀市自治基本条例の見直し検討状況について、資料の1から3に基づいて事務局から説明をお願いします。

(1) 見直し検討状況について

(事務局) 資料1～3の説明

(会長)

ご質問などございましたらお願いします。

事務局から説明がありましたように、資料2と3については改正イメージ①という形で、当初の事務局案についてご提示いただいています。これに対してご審議いただいた内容を踏まえて改正イメージ②が審議会の案というような形で整理していただいております。

答申は条文の形であるものではありませんが、どういう形になるのかというイメージを具体的に見ていただいた方が審議しやすいのではないかと

でイメージの①②についてご提示いただいています。特にイメージ②を見ていただいて、思ったことや気付いたことなどがございましたらご指摘いただきたいと思います。

(委員)

組織条例と(資料5の)2ページの権能のところ、従来からある住民自治協議会の同意事務に関する規則というのがあるが、これはそのままですか。内容は少し変わりますか。

(事務局)

資料の5を見ていただきたいと思います。

今回の見直し検討にあたって、どのような方向性で議論をしてきたのか、この審議会でのどのようなご意見をいただいたのかをまとめた資料です。同意については、資料5の右端「特に同意権についてはこの条例の本旨に沿って、さらに実効性が高められるよう、必要な手立てを講じるべきである」とまとめていますが、審議会の意見としてこのようにまとめることについてご意見をいただきたいと思います。同意事務の規則をこの審議会で審議するということではありません。

(会長)

資料6にもありますが、組織条例やそれに基づいた条例の施行規則などについては、この審議会ではなくて、この次の場で具体的にご議論いただくということかなと思います。審議会では、そう簡単には変わらない不変的な理念について確認をして、それを自治基本条例の方に残していく。他方で、合併後の状況の変化や、この先10年、20年後の状況の変化を見据えて柔軟に、ある程度変えていかなければならないものについては、基本条例ではなくて、組織条例の方に移していく。そういうことで議論をいただいています。こういうものについては組織条例に移そうというところまでは、この審議会でご審議いただく事項だと思うのですが、移した上でどういう規定にしていくかということについては、審議会からの申し送り事項なども踏まえながら、次の場でご検討いただく、そういうことかなというふうに思います。

では、事項の2に進めたいと思います。他法令との重複規定について、資料4に基づいて事務局から説明をお願いします。

(2) 他法令との重複規定について

(事務局) 資料4の説明

(会長)

ご意見、ご質問などいかがでしょうか。

事務局の説明では、この8つの規定は他の法令や条例で担保されているものもあれば、必ずしも担保されているわけではないものもあるので、この8項目について全てスリム化を図ろうと考えているわけではなく、今後検討していくにあたり審議会での意見を踏まえてまた精査するという趣旨でよろしいですね。伊賀市の自治やまちづくりの基本理念にあたるので基本条例の方に残していくべきではないかなど参考となるようなご意見をいただきたい。かなり技術性の高い事項ですので、もう少し事務局から説明があったほうが議論はしやすいのかなと思いますが、いかがですか。

(事務局)

当初、基本的には、資料1の3ページの②スリム化にあるように、原則、省略するという考え方でした。

しかし、分かり易い言葉で具体的なことが書かれていないと、分かりづらいという意見と、重複しているものは削除しようという2つの意見があり、市民の皆さんが、削除されている部分について他の条例や要綱を調べるということはなかなかできないので、この条例を見ただけで、基本的な姿勢等が分かるものでないとダメだということで、他法令との重複規定としてお示しさせていただきました。例えば、資料4の2ページの第11条の2について、自治基本条例では「原則、公開」と書いています。それを受けて審議会等の会議の公開に関する要綱も「原則、公開」と書いてあります。このような時に、要綱があるから自治基本条例の審議会の公開規定を削除するということが言い難いため、残っています。このようなことを、議論しておく必要があるのではないかと思います。

(委員)

資料4の2ページの第11条の2に意思決定過程の情報共有、「市は市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない」とあります。理念条例であっても、伊賀市の最高法規という位置づけであるし、この文言は、はっきりと明示して残す必要があると思います。関係法令のところでも、包括するような言い方はないと思うので、これは消してはならないと思います。

(委員)

基本的には、重複はない方がいいと思いますが、わかりにくいということであるなら、背景は何かを条文やそれ以外にコメントというか、説明文をのせる

ことによって補完できるのではないかと考えます。マニュアル本のようなものを見ると全体が分かる。そういう意味合いの方がいいと考えています。

(副会長)

他の市で基本条例の審議会に関わっています。そこは、10数年前に作った基本条例をその都度、条例の改正までを見据えて審議しようという形をとっています。例えば、第49条の公益通報について、自治基本条例が出来た後、伊賀市職員等公益通報条例が制定されたので、これが自治基本条例に必要なのかどうかという議論をすべきだろうと思います。これはある意味、成長する条例でもあるということから言えば、この公益通報の部分ってというのは、なくてもいいのかなと思います。

第11条の2 意思決定過程の情報共有については、公文書の公開の義務の話だけではないような気がしますので、理念として市政運営の基本だということに残していく必要があるような気がします。自治基本条例の策定時に、伊賀市のこれからの行政の在り方というものを市民に分かり易く、このような形で行政を進めようとしている。その進め方を基本的に書いているということでもありますから、大切にしておく。地方自治法に書いてあるから、スリム化できるという話では必ずしもないような気がします。

第42条の本文は必要だろうと思いますし、それから第3項も担当事務の中には入るわけですから、これが必要かどうかというのは少し疑問だなと思います。

第47条の法務体制については、設置規程で似たような文があるということですので、どうするのか考えどころかなと思います。ただ、政策法務の必要性や重要性は制定時から増しているのではないかと思いますので積極的に整備しておかなければいけないということを提示するためにもあってもいいのかもしれないという気はしています。

自治基本条例を最初に作った時、これから伊賀市がいろんなことを進めていく時に、これが自治基本条例に反したことはないよね、沿ってるよねっていう判断の基準を示そうということでもありましたので、法務体制が積極的に構築されているかどうかということはこの審議会でも議論をしていくというようなそんな手掛かりのある条文という意義もおそらくあるだろうと考えます。ですから、この中で、特に別に定める場合は、もうそれがあればよいということもありうるだろうというような判断をしていく必要があると思います。

(事務局)

場合にもよりますが、自治基本条例制定後にできた条例があれば削除できるものもあるかもしれませんが、要綱や規則で規定しているものに関しては、自

治基本条例を基本にしているところがあるので削除は難しい。関係法令が条例であっても大事な根幹に関わることであれば規定を残さなければならない。地方自治法に規定しているものについても整理が必要であるというご意見だと思います。このようなことを整理して、スリム化について次回お示しできれば確認していただけるかと思います。

(副会長)

自治基本条例の規定とほぼ同じ内容が伊賀市の条例で規定されている場合、例えば出資法人の話などは、他の条例の方で色々決めてあるので削除するとするならば、先程、他の委員の方がおっしゃったように、解説の方に理由が書ければいいのではないかという気がします。

(会長)

事務局がおっしゃったのとほぼ同趣旨で、第 53 条、第 55 条について、一見すると地方自治法で担保されているような規定ですが、重要なのは分かり易い情報の提供、分かり易く公表というところなんですね。この分かり易くということが、きちんと実施できているかどうか。本来、定期的に自治基本条例が活かされているかどうか検証していただいて、その検証の結果を踏まえてスリム化できるのかどうかということを検討していただくということだと思いますので、単に他法令で担保されていれば十分ということではなくて、きちんと自治基本条例が、この間活かされてきたかどうかということも踏まえて、検討いただければと思います。

(事務局)

予算の編成に当たり、地方自治法で決められている予算の説明書は他の自治体でも作られています。伊賀市の場合は自治基本条例に規定があるので、予算の説明書だけではなく、さらに分かり易い説明をした資料を公表しています。

(会長)

事務局で今日の意見を踏まえてご検討いただいて、次回、もしスリム化できるようなものがあれば提示いただきたいと思います。では続いて、事項 3 の「答申におけて」について、ご審議いただきたいと思います。事務局から資料 5 と 6 について、ご説明をお願いします。

(3) 答申におけて

(事務局) 資料 5 ～ 6 の説明

(会長)

審議会の大まかなスケジュールによると、次回は答申案の審議というスケジュールになっていると思います。その答申案の審議において、資料5を答申のポイントということでまとめていただいております。これにつきまして、ご意見やご質問等をお願いいたします。

(委員)

基本的人権のところについて、資料6の答申における附帯意見の中で住民自治協議会組織の具体的な検討は次の議論の場に委ねるものとすると思います。人権の問題について、部落差別をはじめとするという文言を入れるか入れないかというその一点だけでも、意見が二分化しています。

いずれにしても、多い少ないの問題ではなくて、まだ論議が尽くせていない。それを入れる入れないのところだけで、他の論議が一切されていないと思うんです。パブコメでも、二分化していました。市民もそうじゃないかなという感じがするので、(仮称)住民自治協議会組織条例の中身についてはまた今後議論していくということですけど、先延ばしにしてもいいのではないかと思います。私は、1回目か2回目かの時に論議が尽くされていないものは、5年でも10年でも20年でも30年でも議論を重ねて、その議論していく過程が大事だと発言し、今でもそう思っていますので、それと同じような扱いで、やったらどうかと思っています。

(会長)

それぞれの考え方があり、意見が分かれて大事な問題について、今回の見直し検討では規定の追加を見送ることとし、個々の取組みの検証と併せて時間をかけて議論を続けたらよい、こういうご意見について重ねてご発言をいただきました。この2. 基本的人権の尊重について、ご発言等がございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

やはり、対立まではいかなくても、多数決というのも無理があるので、先送りが一番順当かなと思います。自治基本条例の改正ですが、新しく改正すべきところは当然改正すべきですが、分からないとか決まっていないことはとりあえずそのままいくべきというのが、合意できる最低の線かなと思っています。ということは、今のところでは、「(部落差別を)をはじめとするという文言はない」という方向になるのですが、これは、採決したらダメでしょ、やっぱり。

(会長)

そうですね。

(委員)

先ほど事務局が言われたように、要綱や規則で決められているものについて、自治基本条例を削除するというのは難しいと思います。他の条例にあるものについては重複を避けるという対象になると思いますので、「部落差別をはじめとする」という文言を書くか書かないか、別条例が定められているので、重複、なぜそこにこだわるのかということがクローズアップされたと思います。そういう意味でもまだ論議をする必要があると思います。論議し尽くすまでは、どちらかということをお答申として議会に委ねることは反対です。

(委員)

私も、削除という方向を当初言わせていただいて、それから地域の中でも色々な皆さん方とこの問題については議論をしてきました。現在は「部落差別をはじめとする」ということでやっていますけれど、それだけではなく、あらゆる差別問題について取り上げて、運動団体としての取組みも続けていくということです。

しかし、多くの地域の皆さん方のご意見は「やっぱりそういうのは必要ではないか」「もっと幅広く人権問題を皆で語っていく。そういう場を作った方がよいのではないか」という意見もたくさん聞いています。地域の小中学校では人権問題については、きちんと教育をしていきましょう。地域としてもそういう取組みもやっていきましょうということです。私としては、そういう文言を入れることによって、他の人権差別の問題について語りづらい。まずそれを語らなければ、他の人権問題が語りづらいというところもありますので、広くこの問題を解決する上での条例が必要ではないのかと思っています。

(委員)

差別を一日でも早く解消しないといけない。解消まで至らなくても、もう少しフラットな気持ちになれないのかなと思います。地元では、「部落差別をはじめとする」というのを特記してしまうと逆に差別にならないのかという声がありました。第1回の審議会では、なくすことについて半分は賛成しましたが、考えていく中で、解消されるという思いですがなかなか言葉は難しいと思っています。

もう1点、住民自治協議会が情報交換の場ではダメだということですが、私のいる地区は、積極的にみんなが意見を言って、実行に移しています。100%ではないですけども。悪いことは悪い、良いことは良いってことで、皆の力で進めています。

(会長)

基本的人権の尊重のところについて、確認させていただきたいと思いますが、審議会の答申の方向性として、継続して議論する。議論を続けていく必要性については、皆さん共有をされているということで、今回についてはまだ審議が十分に尽くされていないということなどを背景として、人権の視点についての規定の追加は見送りが妥当ではないかということ。こうしたことについて、大きな方向性としていただいていると感じていますが、これについて、もし異なるご意見などがございましたら、この場でご発言いただければと思います。

次回が答申案の審議ということですので、もし異論がないようでしたら、皆様からご意見をいただいたような方向で、次回、事務局に答申案をまとめていただいて、提示いただくということになると思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(事務局)

今回の資料5のまとめでは、意見が2つに割れているという状況を書いておりますので、今日皆さんからいただいた意見をもう1回確認させていただいて、まとめが必要ならば付け加えて答申をまとめていきたいと思っております。

(会長)

資料6として附帯意見もつけていただいておりますように、本体ではなくて附帯意見の方で、申し送る必要があることについて明確にする方法もあると思っております。事務局の方で次回までに取りまとめていただいて、ご提示いただくということによろしいですか。

(事務局)

見直し検討をしている中で、自治基本条例とは切り離して考えるべきだが、次の議論をする時に踏まえてほしいことを附帯意見とするという整理(資料6)をしました。自治基本条例の見直しとして意見すべきことは答申に盛り込み、答申を踏まえて附するようなことは附帯意見の方になってくると考えています。

(会長)

見送りするということがもし結論であるとすれば、それ自体は答申本体に書くべきだと思いますが、今後の継続的な議論の必要性や、その際にどのような視点が必要になるのかというようなことは、また別の形もあると思っておりますので、少しそのあたりも含めて次回までにご検討いただいて、ご提示いただきたいと

思います。

次に資料5の2・3ページの自治組織の在り方について既にご発言もいただいているところですが、答申の方向性について、ご意見やご発言、ご質問をいただければと思います。

(委員)

第26条の関係で言わせていただきます。今、市民センターのセンター化が進められています。住民自治協議会が指定管理を受けて責任を持てる活動をしていくためには、ぜひとも自立化をしていかなければならない。住民自治協議会が自立をするということでは、この第26条で今まであった、諮問、提案、同意、受託決定、質問権というのが、これからも絶対必要だと思います。今までのように包括交付金を市から付与していただいて、それだけで活動していくというのではなく、自分たちが自立した組織として、権限を持ちながら運動していく方が、私は行政としても、かなり任務、責務も軽くなるのではないかと考えています。そういう意味では住民自治協議会に指定管理をさせてセンター化をきっちりやって、その地域はその地域の住民自治協議会が責任をもって行っていく。そして市民センターをその地域の皆さん方の自治センターにしていくってことをするためにも、第26条は必要だと思いますので、また議論していただけたらと思います。

(委員)

行政が取り組んでいる市民センターの指定管理化について、疑問に思っている部分があります。そのようなやり方をしてどんどん地域から行政の色を抜いているような気がします。地方分権の流れの中で、市町村合併が行われたり財源的な問題もあって、職員さんも少なくなってきました。片や、地域の人口は減ってきています。行政サービスのネットが荒くなったり、小さくなったりする状況になっていると実感しています。我々のところは住民自治協議会の見直しをやっていますが、その方向というか将来ビジョンがなかなか見えにくく、どのような形にしていったらよいのか。少子高齢化していく中で参加者もどんどん減っていく。自主性、自立性というのがなかなか担保しづらくなってきています。そんな状況があるので「補完性なんか論外」という気も実際ありますが、やはり行政と一緒に協働しないと、物事が進みにくいのかなと思っています。自分達だけで歩みがなかなかしづらいという状況があります。その中で自治基本条例の見直しで、理念化という話なんですけれど、文言的には素晴らしい内容になっても、実態、本当に我々が進むべき道筋というのはどういう形でとらまえていくのかと思います。自治基本条例があるし、それぞれの住民自治協議会には規約があって、それを見直すとなった時に、ビジョンが見えにくく

なってきました。何か拠り所とすべきものがほしいと思っています。

(副会長)

今のお話を踏まえて、確かに 20 年前に比べると住民自治協議会に対する期待というか、住民自治協議会で色んなことができるぞという希望や期待が見えにくくなっていることは確かだろうと思います。特にこの 2~3 年のコロナ禍で地域での人と人のお付き合いの話が一切なくなっていましたから、なお一層、地域の人たちが分断化されています。だから、その意味でももう一度、住民自治協議会組織条例の方で、改めて住民自治協議会というものはこういう役割を果たすんだ。その最低限の上澄みの部分は自治基本条例に残さなければいけないと思っていますけれども、(仮称)住民自治協議会組織条例の方で、これからの時代を踏まえた住民自治協議会の役割のようなものについて書いておく必要があるだろうと思います。

あと 5 年、10 年経つと住民自治協議会が解散するという可能性も出てくるし、住民自治協議会が解散したら自治会も存続できないと思います。その時に、地域振興委員会で対応できるのだろうか。私はまさに廃村していくような手続きみたいなものも住民自治協議会組織条例の中に規定しておく必要があると思います。廃村に至る過程は、行政がきちりと見送りをしないとイケないだろうと思います。

だから「じゃあ何をやってもしょうがない」というのではなくて、住民の皆さんはずっと地域に存続するわけですから、小さくてもいいし、コンパクトならコンパクトなりに皆で助け合って、地域経済をぐるぐる少しでも回せるようなそういう仕組みを作っていきましょう。そのためには、伊賀市役所は経済や福祉の部分等様々なセクションが住民自治協議会に対して支援をしていくというような形をとり、地域の人たちが頑張れば、それに報いて市がちゃんと支援していく体制というものを作っていく必要があるだろうと思います。

そのためにも、支援センターなども充実していかないとイケない。これから本当に必要な機能ということになっていくのではないかと思います。住民自治協議会は今、先は見えにくくなっているけれども、また新たな展開、別の展開を考えていくような契機が、住民自治協議会組織条例であるような気がします。皆で希望を見つけようという場が住民自治協議会なのではないかと思います。

(委員)

スケールの的には小さくなくても、やはり馴染みのある地域をそれぞれ存続させていきたいという思いは皆さんあると思います。その中で一番、核となるのはやはり支所だと思っています。今、コミュニティバスの話が進んでいますが、路線バスも日に 2 回でもいいですから回ることが大事です。地域交通や、支所

問題に力が入っていないことが少し疑問に思います。そんな中で我々は地域をどう守っていくのか。人は少なくなり、参加者も少なくなり、そういう意識をもう少し高めていくための努力というのが必要であることは充分分かってはいますが、方向性が非常に見えにくい。また、包括交付金についても、もう少し考えていただけたらという気がします。

(委員)

私の地域は、住民自治協議会が指定管理をしていますが住民の力を借りなければできませんので、それが温存できるようにしていきたいと思っています。難しい問題もありますけれど、どうにか維持していきたいと思い、役員共々努力をしています。

(委員)

資料の 6 は住民自治協議会の設置条例という意味合いでよろしかったですね。というのは、資料 1 で自治組織に関する視点の中では 3 つの団体というか、住民自治協議会、住民自治地区連合会、地域振興委員会があります。いずれも設置条例、組織条例というのが必要になってくるかと思います。私達の意見は、自治基本条例に基づき住民自治協議会を別の条例にするのなら、意見を取り入れていただくということでこういう案件になったと思いますが、組織条例や設置条例の定義がよく分かりません。

また、住民自治地区連合会と地域振興委員会についても、条例化すべきで、条例化できないのであれば、住民自治協議会条例の中に含めることも可能ではないかと考えました。

(事務局)

今ご心配いただいていることは、庁内でも話をさせてもらいました。この審議会の答えとしては、資料 5 の 3 ページの地域振興委員会と住民自治地区連合会を残せるような規定を担保するという事だと思っています。残し方について、住民自治協議会の条例が別になるのなら、住民自治地区連合会や地域振興委員会の規定をそのままここに残すことができるのか、それとも今、委員が言われたように住民自治協議会条例と同じように新設するような形になるのかということについては、次の段階で考えなければならないことだと思っています。ただ、今度新しく作ろうと考えている(仮称)住民自治協議会組織条例の中に、住民自治地区連合会や地域振興委員会の規定を入れるのは難しいという話が庁内では出ています。住民自治協議会が協力し合って連携してやれますというような規定は残せますが、住民自治地区連合会の規定は入れづらいというようなことです。名称は検討が必要だと思いますが、自発的に設置される住民自治協

議会のルールを市の条例で設置条例とするのは矛盾があるので、今後議論して変えていくことも可能だと思います。

(委員)

今のお話によると、地域振興委員会自体は自治基本条例には載らないんですか。

(事務局)

残す方向で考えたいと思っておりますが、本体の住民自治協議会の第4章が別の条例になっているのに、住民自治地区連合会や地域振興委員会を自治基本条例に残すということができるのか。それが無理であれば、別のルールがほしいと思います。

(委員)

住民自治地区連合会については、住民自治協議会に関する条例の方で対応できる。しかし、地域振興委員会についてはこれだけ別個に設置条例を作っていくということに対して違和感があります。

ただし、将来、地域振興委員会も行政との繋がりの中では必要かなという気はします。

(事務局)

例えば、第3節の地域振興委員会の規定は、第29条と第30条で、第30条が地域振興委員会の所掌事務の規定になっています。この所掌事務は、第26条に住民自治協議会の権能として付与されている規定がそのままここに移動していますというイメージですので、この第26条が自治基本条例ではなく、住民自治協議会組織条例に規定された場合は、そちらを引用することになるので、どのような表記になるのか整理が必要だと思っております。

(会長)

そのあたりも含めて、次の場でご審議いただくということになると思いますが、ここでご意見いただいたことを、答申或いは答申の附帯意見として、まとめていくのに、2つくらい方向性をいただいたかと思っております。

1つはビジョン。自治、協働、補完性などについて、この間の歩みや、この先の歩みを見据えながら、もっとしっかりと議論する必要があるのではないかと。こちらはやはり自治基本条例だろうと思っております。ただし、この審議会の中で十分に審議が尽くせたわけではありませんので、その議論の必要性は、何らかの形で申し送っていただく必要があると思っております。

もう1つ、(仮称)住民自治協議会組織条例について、もう少し踏み込んだ

表現があった方がよいのではないかという意見をいただいたと思っています。住民自治協議会の役割を明確にすることや市との関係について、今後の将来図を見据えながら盛り込んでいく必要があるのではないかということについてご発言いただいたと思います。そのようなことも、ある程度具体的な形で附帯意見に反映するという事で、事務局にご検討いただきたいと思っています。

それでは、資料5の3ページ、10. 全体構成と11. 議会についてご意見などございましたらお願いします。

(事務局)

資料の1の3ページをご覧くださいと思います。(3)①わかりやすい構成のところで、他市の例を参考にして、構成を変えた方が分かり易いのではないかということで、このようなイメージで議論ができないかと資料提示をさせてもらっています。

ただ、なかなかこの点について議論が出来なかったのですが、そもそも自治基本条例の構成は、基本原則や市民憲章の6つの柱があって、それに準じる形で成り立っていますのでこの体系だけを変えるといろいろなことに影響しますので、矛盾がないかというチェックが必要です。

また、市のルールの基本になっていますので、他の条例との関係性も整理しなければならないということも考えると、容易に変えることはできないと思っています。このことを、資料5の3ページのまとめに書いています。第4章に関しては、別の条例に規定できるものはそちらで規定していこうという議論が進んでいますので、その部分のスリム化については検討できたというまとめ方になるかと思っています。

(会長)

スリム化として住民自治協議会については組織条例の方に移していくということ。他の法令や条例との重複については、できるものについては見直していく。この2点についてはスリム化の視点として審議をいただきましたが、それ以外の全体構成の見直しについては十分な審議が尽くせていないところもありますし、他の条例の体系性との関係も見据えて議論が必要ですので先送りするということをご提案いただいているということですのでよろしいですね。

事項3「答申における」につきましては、一通りご審議をいただきましたが、全体を通してご意見やご発言がございましたらお願いします。

では、本日の審議を踏まえて、事務局には答申案のご検討をお願いできればと思います。

(4) その他

(会長)

事項の 4「その他」に移りますが、委員の皆様から議題として取り上げたいことなどがありましたらお願いします。

(委員)

「自治基本条例見直しに係る委員からの意見」については、どこで意見交換するのですか。

(事務局)

前回、5月の審議会で、第4次伊賀市人権施策総合計画中間案を踏まえて、或いはその他の部分についても何か意見あったらということで、会長から皆さんに投げかけがあり提出していただいた意見について取りまとめたものですが、いただいたご意見で、条例の見直し検討の意見として記載すべきものについては資料5に載せさせていただきました。

(委員)

私は、委員会宛てに出された意見提出表に基づいて、この資料が作られたと認識しています。情報共有をしましょう。直接的に自治基本条例に係るものかどうかというのはさておいて、やはり委員さんに認識してもらわないと自治基本条例の審議会としてのベースが成り立たないという認識をしています。私は意見を出しましたが、若干、一方的なところがありますが、やはりこれを情報共有するというのが今回の「その他」の事項の話かなと思っています。住民自治協議会の条例の何項という話ではないけれども、そういう意味での意見提出であれば情報共有の仕方というのはそれなりにあるのかなというふうに思います。

(事務局)

今、委員が言われたように、委員から審議会の場ではないところでいただいた意見ですので、それをこの委員会の最終報告の中でどう扱うのかというところは、また皆さんの方でもご確認をお願いしたいと思っています。まずは、資料5に入れさせていただいて議論をスタートしたということです。

(委員)

私は、第4次人権政策総合計画を読み込んで意見を出させてもらいました。パブコメの結果の資料をみると、後半の3分の1くらいは、意見として記録されていたのですが、前半の3分の2がきれいに削除されていました。削除され

ている理由について、なぜ、パブリックコメントの内容が部分的に削除されたのか事務局に根拠も聞きました。

もう一つ、私の5月の審議会の時のその他の項での発言について、かなりその時も経過説明だけで約10分位時間をいただいて話をしたが、会議録は2行だけで「人権の問題について、意見あり。SNS上の投稿をめぐる自身の思いや気づきについて」ということで、全然内容が分からないような書き方になってしまっていました。理由を聞きましたが、十分に納得できるようなお答えでもなかったのですが、その根拠になるものは聞きました。過去の会議録を読んで、いろいろ疑問に思うこともその時に事務局の方とお話しました。事務局から会議録については、「伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱」「伊賀市パブリックコメント制度実施要綱」に基づいているとその根拠部分についての説明を受けました。要約しているということですが、私の発言の要約にしてはあまりにもひどすぎるんじゃないですかと言わせていただきました。

(委員)

審議会の任期が11月4日で終わろうとしていますが、この審議会の中でも部落差別をはじめとするという文言を入れるか入れないかでかなり時間をとって話をしてきたけれど結論が出なかった。一度、きちんとした形でなくても人権政策審議会の会長さんや委員の方と私達と部落差別をはじめとするという文言でここまで意見が分かれたけれど、どういう風に考えるのかという参考意見的なことや、同和行政についてこのまま継続するのが正しいのか無くしていくのがいいのか等いろんな意見もあるので、そういう論議も出来る場があればな思いました。そういう専門的というか審議会の委員の方と懇談できる場があれば参加したいと思うのですが、そういう場を設置してもらえないかと思しますので意見として言わせていただきました。

(事務局)

会議録については、事前に聞いていますので、会長ともう一度整理をさせていただきます。声の聞き方というのは、直接来てもらって話をするだけではなく、何等かの形で表れているものを確認するという方法もあり、憲法、国の法律、他市や伊賀市の条例、市民意識調査にどんな風な意識があらわれているのかを確認していただいたくというような作業を皆さんとさせていただきました。以前、人権政策審議会に意見を聞いたらどうかという話があった時に、事務局でも一般的に審議会が審議会に意見を求めることができるのか出来ないのかということも議論をしまして、現実的には別の審議会に聞くというのは難しいと思っています。

(委員)

以前、副会長が言われた部分の議事録の関係するところだけ読みます。第5回8月17日の会議の時です。「委員がおっしゃるように公開の自由討議会というのはすごく望ましいけれども、それをやるとこれは完全に党派性の問題なので、当派性の問題でガンガンある意味攻撃をするというのは、これはもうありうる話なので、私はそこを公開討論会でやっちはいけないだろうと思っている」だから文書にせよという話がありました。その4行くらい下に、「私は人権審議会に1回意見を聞いてみるというのもありだと思っている。その一つの会議としてなぜ「部落差別をはじめとする」という文言を入れなければならないのかということで党派性を超えた普遍的な原理なのだということを書いてもらえば、私はそれで良いだろうと思っている」と発言されました。その後また、知見を持った方の意見を聞くことは大事だっていうふうなことを、おっしゃってました。私はここを強く持っていて、そういうことが論議できる形が担保されたところでやるのであれば、審議会が審議会ってということではなくて、審議会のメンバーと審議会のメンバーで意見を聞きたいんですけど、意見交換会はできますか。何等かの形で一度おこのメンバーさんとも話し合いができれば私はそれに参加したいと思っています。

パブコメの文書の削除とか、審議会の会議録というのは行政が作る文書の中ではどのような扱いになるのですか。例えば、公文書とか公文書に準ずるものとか。

(事務局)

行政が公式に出していたら全部公文書です。

(委員)

パブコメにしても会議録にしても長い文書を作るわけですが、それを作成するということは、行政行為の中では処分にあたるのですか。

(事務局)

何か不利益なことが相手の人にあつたらいけないと考えています。

(会長)

処分ではありません。

その他、よろしいですか。

では、本日の事項は全て審議し終えましたので、進行を事務局にお返しします。

閉会

(事務局)

これで本日の審議会を終了させていただきます。